

アムネスティ・インターナショナル

死刑廃止ニュース

2008年9月7日－9月13日
アジア太平洋地域暫定版

今号で取り上げた国・項目

中国、欧州連合(日本)、インドネシア、マレーシア、ベトナム

2008年9月24日

アジア・太平洋地域

中国 - 教師が強姦罪で死刑執行

北東部の甘粛省の静寧県の3つの小学校で39人の小学生女子児童を強姦あるいは性的いたずらをしたとして、羅彦林が処刑された。甘粛省の省都蘭州市で発行されている新聞によれば、羅彦林は、1988年から2006年の間に7歳から14歳の少女を強姦あるいは性的いたずらをしたことで有罪となっていた。少女らに勉強を教えるという口実で寮の自室や事務室に強引に連れ込んだり誘いこんだりしたという。同じ時期に複数の少女を強姦したこともある。小学校の6年間に繰り返し強姦された少女もいた。2006年8月14日、大学生になっていた元被害者2人が警察に届け出て犯行が発覚した。そのうちの1人、チャンという名の被害者は、わずか12歳の時に10回以上も強姦されたと警察に語った。1週間後、羅彦林は逮捕され、強姦および性的いたずらの罪で起訴された。そして昨年7月4日に死刑判決を言い渡された。羅彦林は上訴したが、高等人民法院はこれを棄却し、最高人民法院に死刑を求めた。

欧州連合 - 日本で3人が処刑されたことについて議長声明

欧州連合は、日本で3人(万谷義幸(68)、山本峰照(68)、平野勇(61))が絞首刑に処せられたことを非常に遺憾に思う。

日本で死刑執行が加速度的に増加していることは、100人以上の死刑囚がいる現時点では、特に憂慮すべき傾向である。

欧州連合は、どのような場合にも死刑に反対という従来の立場を再確認し、世界的な死刑の廃止のために努力するものである。そのための第一歩として、全世界的な死刑執行停止を求めている。欧州連合は、死刑の根絶は人間の尊厳の保護と人権の進展のために必要不可欠であると考えている。死刑事件における誤判によって生命が失われたら取り返しがつかない。誤判のない司法制度はなく、また抑止力という点で死刑が付加価値を持つという確実な証拠はない。

したがって欧州連合は、日本に対し、2006年12月25日以前に適用されていた執行停止を再導入し、死刑の廃止について検討するよう求める。

これに関連して、欧州連合は2007年12月18日に国連総会が死刑の執行停止決議を採択したことを想起するものである。この決議では、死刑を存置しているすべての国連加盟国に対し死刑廃止を視野に入れた執行停止を求めている。

この声明に賛同する国は、欧州連合加盟候補国トルコ、クロアチア、マケドニア、欧州連合加盟潜在的候補国で安定化・連合プロセスにある国アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)加盟国で欧州経済領域の国ぐにアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、およびウクライナである。

インドネシア - 検察官、汚職への死刑適用条件を明確化

汚職で有罪となった者がなぜただちに処刑されないかということが大きな問題となりつつあることにこたえ、特別犯罪担当副検察長官マルワン・エフェンディは、法律が条件つきであると述べた。

インドネシアの新聞コンパス紙のサイト Kompas.com. によれば、エフェンディ氏は「汚職法第2条第1節に基づき、死刑は、自然災害、暴動、経済危機のための基金を乱用して有罪となった者にのみ課せられる。さらに、死刑は累犯者に言い渡される。したがって、すべての汚職事件が死刑を伴うわけではない。これ以上の誤解が生じないために、この事実を周知するよう地域評議会に求める」と述べたという。

インドネシア - バリの裁判所、銃殺は拷問ではないと判断

バリ島で3人の爆弾犯が起こした事件の憲法裁判所での審理で、インドネシア当局は、銃殺刑は拷問にあたらないと主張した。

「銃殺刑は拷問ではない。銃殺で苦痛を感じるとしても、それは仕方ないことで、憲法違反ではない。苦痛を感じることは拷問とは別問題だ」とアンディ・マタラッタ法務人権大臣は法廷で述べた。

2002年、インドネシアのバリ島で爆破事件があり202人が死亡した。被害者はオーストラリア人88人などほとんどが外国人観光客だった。イスラム軍事ネットワーク、ジェマ・イスラミアのメンバー3人がこの事件で死刑判決を受けた。

被告人らは上訴の手段を尽くしたのちに、銃殺刑の合法性について判断を求めた。これについて憲法裁判所の判事団が先月審理を開いた。

弁護団は、銃殺刑は拷問にあたると申し立てており、3人(アムロジ、イマム・サムドラ、アリ・グフロン)は斬首刑を求めている。

3人はジャワ島沖の監獄島に収監されているが、爆破事件については後悔を示しておらず、「殉教者」として死ぬのを待ち望んでいるという。

「政府は他の処刑方法を認めない。死刑囚らの要請を却下するよう裁判所に求める」とマタラッタ法務人権大臣は述べた。

当局は、死刑執行は9月1日に始まるラマダンまでに行われると言っていたが、先月末、ヘンダルマン・スパンジ検事総長は、死刑執行は10月1日のラマダン終了後で、日程は未定であると述べた。

憲法裁判所での次回審理は9月18日で、弁護団が専門家を証人喚問する。

インドネシアでは銃殺刑を採用していて、通常は夜中に非公開の場所で執行される。そこで死刑囚は、執行前に少なくとも72時間与えられる。

マレーシア - 死刑は犯罪対策にならないとアムネスティ語る

アムネスティ・インターナショナルのマレーシア事務局長ノラ・ムラトは、死刑なしで犯罪に効果的に対処することが政府の責任であると語った。

ムラト事務局長は、民衆が死刑を支持するのは、「犯罪に対して効果的であるという誤解」に基づいていることがほとんどだと述べた。

同事務局長は9月12日、死刑に関する大学間討議で次のように述べた。「死刑を強く支持しているように見える理由は入り組んでいて、事実に基づかないこともあります。どのように適用されているかなど、死刑の実際について人びとが十分に知れば、多くの人が死刑廃止に傾くと思われまます」。

この討議はアムネスティが主催し、「マレーシアは死刑を廃止すべきか」というテーマで行なわれた。ATC大学とヘルプ大学が参加した。

ムラト事務局長は、2007年12月に国連総会で死刑執行停止を求める決議が採択されたことに触れ、「国連事務総長が承認し、国連の最高政治機関でこの決議が採択されたことは、死刑廃止がますます世界的な流れになってきていることをはっきり示すものです」と述べた。

また同事務局長は9月12日、世界の3分の2の国が死刑を法律上あるいは事実上廃止していると述べた。

マレーシアでは、薬物関連犯罪などに死刑がある。

ベトナム - 裁判所、ヘロイン密輸の3人に対する死刑を承認

9月10日、ホーチミン市の上訴裁判所はヘロインを密輸した3人に対する死刑を支持した。3人は5.28キログラムものヘロインを取引する全国組織の幹部だった。

3人の名前はグエン・タン・マイ(40)、ヴァン・トアン(35)、グエン・トゥイ・ゴク・バン(25)で、2002年3月から2003年11月までの間に合わせて16塊のヘロインを海外で売買したことが判明した。

同じ組織のメンバーであるレ・ホワイ・ナムが2006年4月27日に148グラムのヘロインを所持していてつかまったことから、この犯行が発覚した。

上訴裁判所は、ナムと共犯者のレ・ヴァン・フオンの終身刑も支持した。また同様に、この組織の別の3人のメンバーに対する20年の拘禁刑の評決も支持した。